

## 接触と生活実態の把握

### <研修のねらい>

保護観察における指導監督は、担当保護司が家庭訪問（往訪）したり、本人が担当保護司宅を訪ね（来訪）たりして接触を保ち、その行状（生活実態）を把握することにより、必要な指導や助言を行うことが基本であり、とても重要です。

しかしながら、保護観察対象者やその家族等と面接の約束をしても、何の連絡もなく守られなかったり、本人からの申告内容だけでは生活実態が十分に掴めないことがあったりするのではないのでしょうか。

そこで、今回の研修では、接触の目的や在り方、生活実態の把握について事例を交えて話し合い、より良い処遇に役立てることをねらいとするものです。

### <研修の進め方>

- 1 講義・事例討議
- 2 質疑・まとめ

## 1 研修について

## 2 講義・事例討議

### (1) 接触の目的

- ア 本人の生活状況及び本人を取りまく環境を把握する。
- イ 本人及び保護者に保護観察を理解させる。
- ウ 本人に保護観察に付されていることを自覚させる。
- エ 本人との人間関係を形成する。
- オ 本人をめぐる環境を調整する。

接触の頻度は、下記のとおり処遇段階により決められている。

#### ◇段階別処遇の区分

処遇段階	対象者	接触の回数
S段階	長期刑仮釈放者, 凶悪重大な事件を起こした少年等	担当保護司による面接…毎月3回以上(うち1回以上は往訪) 主任官による面接…3か月に1回以上
A段階	処遇が著しく困難であると認められる者	担当保護司による面接…毎月3回程度(うち1回は往訪) 主任官による面接…少なくとも3か月に1回
B段階	処遇が困難であると認められる者	担当保護司による面接…毎月2回程度(3か月に1回は往訪) 主任官による面接…少なくとも6か月に1回
C段階	処遇が困難ではないと認められる者	担当保護司による面接…毎月2回程度(必要と認める場合は往訪) 主任官による面接…必要と認める場合

### (2) 来訪の意義

- ア 本人に保護観察を受けていることの自覚を保持させ、自立自助の精神を喚起する。
- イ 本人に義務を果たし、約束を守る習慣を身に付けさせ、社会生活上の基本的なルールを学習させる。
- ウ 担当保護司宅(又はサポートセンター等)では、温かい雰囲気の中で、他人や家族に遠慮なく、本人が自由に話すことができる。

〔事例1〕

1号観察中の少年（18歳）が、県外の父親の家から佐賀県内の父方祖母宅に転居してきた。所在調査をした時の本人は、今後は祖父母の家で生活すると話していた。保護観察所から保護観察担当通知書が届き、「最初の接触については、本人から来訪の連絡がなされる予定。」と記載されていたが、いくら待っても本人から連絡がない。どうやら転居前の3か月間は面接を保護司による往訪のみで行っていたらしい。

設問 今後は、どのように本人と接触していけばよいでしょうか。

(3) 往訪の意義

- ア 家庭内における人間関係や、家庭での本人の姿を知ることができる。
- イ 居住環境や近隣の状況が把握できる。
- ウ 直接家族に対する働き掛けができる。
- エ 本人やその家族との信頼関係を築く一助になる。

〔事例2〕

2号観察対象者。本人に電話で2回ほど来訪を促したものの、仕事が忙しいとの理由で、月末になっても来訪がなかった。本人からの電子メールによれば、仕事は順調であり、家族とも仲良く暮らしている旨報告を受けていた。月末に往訪して母と会ったところ、本人は、既に転居していたことや、これまでの仕事も辞めていたことが判明した。

設問1 来訪がない場合、どのような対応（接触）をしていますか。

設問2 今後は、どのような対応（接触）をすればよいでしょうか。

#### (4) 電話や電子メールによる接触の考え方

ア 面接の補助的手段

イ 電子メール（ラインなど）の長所

- ・心理的距離が縮まる。
- ・即時性。
- ・相手の時間を束縛しない。
- ・送った日時、内容が記載されていて、後から確認できる。
- ・内容が保存される。

ウ 電子メールの短所

- ・携帯電話を紛失した場合、他者に内容が知られるおそれがある。
- ・相手が電子メールを見ていない場合がある。
- ・文章の表現次第で、誤解が生じる場合がある。

#### [事例3]

3号観察中の対象者（28歳）。前歴を秘匿し、運送会社に住込み就労している。これまで来訪が守られてきたものの約束していた来訪日17日に来訪せず、3日が経過した。今月20日になっても来訪がなく、電話もない。職場には、保護観察を秘匿しているため、職場に事情を聞くこともできない。その後、本人の携帯電話が繋がらなくなり、困ってしまった。

**設問1** 秘匿して住込み就職している場合、接触の方法としてどのような対応が考えられますか。

**設問2** 今後の対応は、どのようにしたらよいでしょうか。

#### (5) 往訪の際に留意すべきこと

ア 本人やその家族に不安な要素を与えないよう配慮する。

イ 前歴等の秘匿に留意する。

住宅事情により隣室等に話の内容が漏れないよう十分に気を付ける。

家庭内で保護観察を秘匿にしている人がいる場合には、往訪の日時や方法を事前によく打ち合わせておく。

近所の目に触れて保護観察を受けていることが知られるおそれがある場合は、夜間等時間に工夫して訪ねる。

ウ 往訪に拒否的な場合は事実をよく見極め、主任官と協議を行う。

対象者や家族が往訪を拒否する場合は、保護司に知られたくない何らかの事情があり、保護観察を拒否する姿勢の現れでもある。本人側の言い分を鵜呑みにせず、事実をよく見極めることが必要である。

(6) 生活実態の把握

一般遵守事項に

次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。

イ 保護観察官又は保護司の呼出し、訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。

ウ 保護観察官又は保護司から労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。

と規定されている。

提示を求める資料の例

ア：労働した日数等を把握する場合  
給与明細書

イ：在学の状況を把握する場合  
在学証明書、成績表の出席日数欄

ウ：支出の状況を把握する場合  
給与振込や公共料金等の支払いに係る通帳、家計簿等

エ：同居の家族を把握する場合  
住民票、保険証

[事例4]

4号観察対象者。本人（35歳）は、アパートで、内妻と二人暮らし。本人は、内妻に犯罪歴や保護観察を受けていることを秘匿しているため、本人の希望もあり往訪はしなかった。きちんと来訪を守り、本人の報告によれば、就労も続けているようであり、生活は問題ないよう見受けられた。

ところが、突然、対象者が、監禁、傷害事件の容疑で逮捕された。事件現場は対象者の自宅であったことが、後日、判明した。

**設問** 本人の申告のみで生活実態が不透明な場合、どのような対応が考えられますか。

### 3 質疑・まとめ